

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内

貸付額 二人以上世帯 月額20万円以内  
単身世帯 月額15万円以内

- 貸付金交付 申請から交付まで最短で20日(見込み)
- 貸付期間 3カ月以内
- 据置期間 1年以内(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長)
- 返済期間 10年以内(120回以内)
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

## ■ 貸付対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯とします。
- 他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。
- 緊急小口資金(特例貸付)を利用したあとに、収入減が続く場合や失業等となった場合に、総合支援資金を申請してください。  
※総合支援資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同月に貸付けることはできません。

## ■ 借入(申請)者

- 借入申込者(申請者)は、世帯の生計中心者(世帯で一番収入の多い方)です。
- 生計中心者以外の世帯員の方が新型コロナウイルスの影響で減収等した場合もご利用いただけますが、その際も借入申込者は生計中心者となります。
- 今後、生活困窮者自立相談支援センターで相談を必要とする方(申出書による情報提供の同意。なおセンターより確認のご連絡をさせていただく場合があります)

## ■ 貸付金の送金

- ご指定の金融機関口座(申請者本人名義に限る)に月額分を振込みます。

## ■ 返済について

- 原則として金融機関口座からの引落しで毎月ご返済いただきます。
- 口座設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

## ■ お申込みにあたって

新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、郵送による申請をお願いしております。お手順をお掛けいたしますが、皆様のご協力をお願いいたします。

※ 総合支援資金(特例貸付)の償還免除については現在、検討中とされています。詳細が決まり次第、本会ホームページに掲載いたします。

## ◎お問い合わせ

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷

電話 03-3419-2611

(〒154-0004 世田谷区太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル6階)